

文京学院大学と文京区との相互協力に関する協定

文京学院大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究の発展及び施策の充実のため協力し、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条に基づく相互協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果及び人材の提供
- (2) 施設の利用
- (3) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めたこと

2 前項に基づく相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙何れからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成17年 2月 7日

甲 東京都文京区向丘一丁目19番1号
文京学院大学
代表者 学長

島田 焯子

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 区長

煙山 力

文京学院大学と文京区との

相互協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この細目は、文京学院大学と文京区との相互協力に関する協定（平成17年2月7日。以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの実施)

第2条 文京学院大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）との間で、インターンシップを実施する。

2 実習生の受入れ人数等、前項の規定による実施の内容については、別途協議する。

(学習活動支援事業の実施)

第3条 甲は、乙に対し、大学生または大学院生を学習指導補助員等として派遣し、様々な学習支援活動を実施する。

2 派遣回数、謝礼等、前項の規定による実施の内容については、別途協議する。

(学術研究の成果の発表)

第4条 乙は、甲の学術研究の成果を発表する場所及び機会の提供に努めるとともに、必要に応じて後援等を行う。

2 甲は、その学術研究の成果を、学校教育、生涯学習、IT人材育成等の乙の施策の充実に生かすことに協力する。

(施設の利用)

第5条 甲及び乙は、学術研究の発展及び施策の充実のために、それぞれ保有する施設について、その利用を可能な限り承認する。

2 施設の利用期間、使用料等、前項の利用の方法等については、別途協議する。

(その他の協力内容)

第6条 協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。

2 甲及び乙が必要と認めた相互協力の内容については、その都度必要な協議を行い、定めるものとする。